


整理番号

4

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	令和 4年 4月 6日
支出額	15,360 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $19200 \times 0.8 = 15360$)
使 途	パート代 3月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 4-1




勤務実績表

令和4年 3月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金	10:00~16:00	郵便物・メールの処理, 資料整理
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金	10:00~16:00	郵便物・メールの処理, 資料作成, 整理
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水	10:00~16:00	郵便物・メールの処理, 資料作成・整理
17	木		
18	金	10:00~16:00	資料作成・整理, 送付作業, 郵便物・メール処理
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		


支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 4 日 = 19200 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部	
職務内容	接客 事務管理 調査業務 電話対応等	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与 (賃金) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締切 / 当月・翌月 5 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 3 年 10 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長		
雇用者		辻 浩司 
被雇用者		 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 10 月 1 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



整理番号	5
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 4年 4月 6日
支出額	<p style="text-align: right;">15,360 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $19,200 \times 0.8 = 15,360$)</p>
使 途	ハート代 3月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号

5-1

勤務実績表

令和4年
3月分




被雇用者の氏名



日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応、事務処理
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応
24	木		
25	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応、事務処理
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理、来客対応
31	木		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 4 日 = 19200 - 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部	
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 960 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 未日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 5 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 10 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">雇用者 <u>辻 浩二</u> </div> <div style="text-align: right;">被雇用者  </div>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 10 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号	6
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4 年 4 月 6 日
支出額	7,680 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 $9600 \times 0.8 = 7,680$) ノート代 3月分
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号 6-1

勤務実績表

令和4年 3月分 被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水	10:00~16:00	事務所管理、来客応対、事務処理
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水	10:00~16:00	事務所管理、来客応対、事務処理
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

支給額：時給 960 円 × 5 時間 × 2 日 = 9600 円

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960円 手当 		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号	7
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4年 4月 6日
支出額	7,680 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	110-ト代 3月分
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 印

整理番号 7-1

勤務実績表

令和4年 3月分 被雇用者の氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月	10:00~16:00	来客対応, 事務処理, 事務所管理
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月	10:00~16:00	事務処理, 来客対応, 事務所管理
29	火		
30	水		
31	木		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 2 日 = 9600 円

雇用契約書


ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷才二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 手当 		
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する			
令和 3 年 10 月 / 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者			辻 浩司
被雇用者			[Redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 10 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



整理番号	5
------	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--	---

支出年月日	2022年 4月 8日
支出額	38,610円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	専務員給与 3月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子

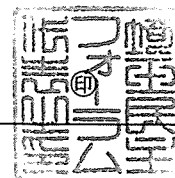


雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締切 / 当月 <u>翌月</u> 10 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
<p>令和 4 年 3 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子</p> <p style="text-align: right;">雇用者 ●</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] ●</p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4 年 3 月 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



2022年3月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	■	■	■	■	■					5	
2日											
3日	■	■	■	■	■					5	
4日											
5日											
6日											
7日											
8日	■	■	■	■	■					5	
9日											
10日	■	■	■							3	
11日											
12日											
13日											
14日											
15日	■	■	■	■	■					5	
16日											
17日	■	■	■	■	■					5	
18日											
19日											
20日											
21日											
22日	■	■	■	■	■					5	
23日											
24日	■	■	■							3	
25日											
26日											
27日											
28日											
29日											
30日											
31日	■	■	■	■	■					5	
合計										41	

交通費 川越 - 南古谷(往復380円) $380円 \times 5日 = 1,900円$

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	4年 4月 15日	支出額	49265円×100% 49,265 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(3月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(3月分)

12	04-04-15	.送金	*48,660	IB XXXXXXXXXX
13	04-04-15	.	*605	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2022

3

月分勤務実績表

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
3/1 (火)					
3/2 (水)					
3/3 (木)					
3/4 (金)					
3/5 (土)					
3/6 (日)					
3/7 (月)	有給			4:45	
3/8 (火)					
3/9 (水)					
3/10 (木)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
3/11 (金)					
3/12 (土)					
3/13 (日)					
3/14 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
3/15 (火)					
3/16 (水)					
3/17 (木)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
3/18 (金)					
3/19 (土)					
3/20 (日)					
3/21 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
3/22 (火)					
3/23 (水)					
3/24 (木)	10:30	16:00	0:15	5:15	¥ 980
3/25 (金)					
3/26 (土)					
3/27 (日)					
3/28 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
3/29 (火)					
3/30 (水)	11:00	15:30	0:15	4:15	¥ 980
3/31 (木)					

出勤日数	8日
勤務時間	38:00 時間
(内、有給日数)	(1日)
(内、有給時間)	(4 時間45分)
時給	¥ 1,100
交通費 (往復)	¥ 980

基本給 ¥ 41,800 (¥ 1,100 × 38:00 時間)

交通費 ¥ 6,860 (¥ 980 × 7日)

総支給額 ¥ 48,660

労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と [redacted]（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業（10時30分）終業（15時30分）
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,100円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)。
- ⑤ 昇給 本人の実績と勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次の通り判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合は甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) [redacted]

整理番号	4
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	4年 4月 15日	支出額	54,605円×100% 54,605円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与(3月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使途 : 政務活動補助職員給与(3月分)

14 04-04-15	.送金	*54,275	IB	[REDACTED]
15 04-04-15	.	*330	手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2022 3 月分勤務実績表



	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
3/1 (火)					
3/2 (水)					
3/3 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/4 (金)					
3/5 (土)					
3/6 (日)					
3/7 (月)	10:00	14:30	0:15	4:15	
3/8 (火)					
3/9 (水)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/10 (木)					
3/11 (金)					
3/12 (土)					
3/13 (日)					
3/14 (月)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/15 (火)					
3/16 (水)					
3/17 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/18 (金)					
3/19 (土)					
3/20 (日)					
3/21 (月)					
3/22 (火)					
3/23 (水)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/24 (木)					
3/25 (金)	10:00	15:00	0:15	4:45	
3/26 (土)					
3/27 (日)					
3/28 (月)					
3/29 (火)	10:00	14:30	0:15	4:15	
3/30 (水)					
3/31 (木)	10:00	15:00	0:15	4:45	

出勤日数	9 日
勤務時間	41:45 時間
(内、有給日数)	(0日)
(内、有給時間)	(0 時間00分)
時給	¥ 1,300
交通費 (バス往復)	¥ 398

基本給 ¥ 54,275 (¥ 1,300 × 41:45 時間)

交通費 ¥ - (¥ 398 × 0日)

総支給額 ¥ 54,275

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[REDACTED](以下「乙」という)は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和3年4月1日至令和4年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時00分)
- ③ 休憩時間 15分 実働4時間45分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には時間外及び休日に就業させることがある。
- ⑥ 休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 時給 1,300円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和3年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) [REDACTED]

整理番号

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年4月18日	支出額	81,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-04-18 .送金

*90,000 | IB

90,000 × 0.9 = 81,000

③ 職員人件費として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	A.M 10 時00分 から 18 時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1,000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・ 翌月 15日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		田 並 尚 明
被雇用者		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



3-1

出勤表

2022年 3月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	火	10:00	17:00			6:00
2日	水					
3日	木	10:00	17:00			6:00
4日	金	10:00	17:00			6:00
5日	土					
6日	日					
7日	月	10:00	17:00			6:00
8日	火					
9日	水					
10日	木	10:00	17:00			6:00
11日	金	10:00	17:00			6:00
12日	土					
13日	日					
14日	月					
15日	火	10:00	17:00			6:00
16日	水					
17日	木	10:00	17:00			6:00
18日	金	10:00	17:00			6:00
19日	土					
20日	日					
21日						
22日	火	10:00	17:00			6:00
23日	水					
24日	木					
25日	金	10:00	17:00			6:00
26日	土					
27日	日					
28日	月	10:00	17:00			6:00
29日	火	10:00	17:00			6:00
30日	水	10:00	17:00			6:00
31日	木	10:00	17:00			6:00
						90:00:00

整理番号 13

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年4月2日	支出額	49,120 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務員給与 (3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

② $97,800 + 440 = 98,240$
 $98,240 \times 50\% = 49,120$

③事務員給与

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49208	04-04-21	10:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥97,800	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 千 円		円

お振込明細またはご案内
 電話
 受取人
 夕カキ” マリ様

電話番号 048-654-2559
 取扱番号 300035
 印紙税申告納付につき浦和
 税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

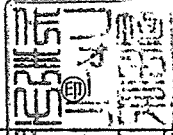
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで	
就業場所	支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 15時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (時給) 1,200 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末日締切 / 翌月 5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する</p> <p style="text-align: center;">令和 3年 4月 1日 埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部支部長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">雇 用 者 高木 真理 ●</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">被雇用者 [REDACTED] ●</p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



3 月勤務実績表

名前 XXXXXXXXXX

日	曜日	時間	休憩	総時間	交通費	内容 備考
1	火	9:00 ~ 15:30	1	5.5		
3	木	9:00 ~ 16:00	1	6		
4	金	9:00 ~ 17:00	1	7		
7	月	9:00 ~ 15:30	1	5.5		
8	火	9:00 ~ 16:30	1	6.5		
11	金	9:00 ~ 16:00	1	6		
14	月	9:00 ~ 15:00	1	5		
15	火	9:00 ~ 15:00	1	5		
17	木	9:00 ~ 15:30	1	5.5		
22	火	9:00 ~ 15:30	1	5.5		
23	水	9:00 ~ 12:00		3		
24	木	9:00 ~ 15:00	1	5		
28	月	9:00 ~ 16:00	1	6		
29	火	9:00 ~ 15:00	1	5		
31	木	9:00 ~ 15:00	1	5		
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
計				81.5	0	

給与額	@1,200円 × 81.5時間=	97,800円
交通費		0円
合計		97,800円


整理番号	//
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2022年 4月26日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 80,000円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。	
支出者名	山本正乃 

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ 生
現住所	■■■■■■■■■■ 電話 ■■■■■■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤務日	月曜日、木曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 80,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正
	被雇用者	■■■■■■■■■■

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4年 4月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

4年 4月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	金			
2	土			
3	日			
4	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
5	火			
6	水			
7	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
16	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	日			
18	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
19	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
26	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	水			
28	木			
29	金			
30	土			
月給:80,000円/月				

整理番号

10

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年 4月 26日
支出額	179,550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 199,500円×0.9=179,550円)
使途	事務員給与 3月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年4月1日 から令和4年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ [REDACTED]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和3年4月1日 (議員名)	
雇用者	白根 大輔	
被雇用者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

10-1

勤務実績表

2022年 3月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
--------------	-----------------------

	曜日	勤務時間	
1	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
2	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	土		
6	日		
7	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	水		
10	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	土		
13	日		
14	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
15	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	水		
17	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	土		
20	日		
21	月		
22	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
24	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	土		
27	日		
28	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	水		
31	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

支給額:時給1,500円×7時間×19日=199,500円

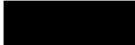
整理番号

38

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年 4月 28日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 220,000 円×80%)
使途	人件費 4月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫

印

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1 日 から令和5年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / (当月)・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 [REDACTED]

出勤簿

令和4年

氏名 XXXXXXXXXX

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出			出	出	出		出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				出	出	出	出	出				出	出	出			
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	

備考

整理番号	16
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2022年 4月30日
支 出 額	114,325円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 127,028円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 山本正乃

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、金曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 120,000円 ・ 手当 交通費(実費) 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED] [REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 4 月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

4年 4月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
-----------	------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
2	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	日			
4	月			
5	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
6	水			
7	木			
8	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
9	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	日			
11	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
12	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	水			
14	木			
15	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	水			
21	木			
22	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
23	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
30	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
月給:120,000円/月(交通費502円×14日=7,028円)				

整理番号	20
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4 年 5 月 6 日
支出額	<p style="text-align: right;">11,520 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $14,400 \times 0.8 = 11,520$)</p>
使 途	4月分ハート代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司



整理番号 20-1

勤務実績表

令和4年 4月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理, X-11 郵便物処理, 資料作成
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理, X-11 郵便物処理, 資料整理
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理, 資料作成, 資料整理
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 3 日 = 14400 円

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	接客事務管理 調査業務 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960円 手当 		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

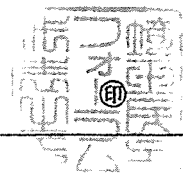
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号	21
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4 年 5 月 6 日
支出額	<p style="text-align: right;">15,360 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $19200 \times 0.8 = 15,360$)</p>
使 途	4 月 分 ハ ー ト 代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩 司 証

整理番号

21-1

勤務実績表

令和4年
4月分

被雇用者の氏名



日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応.
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応.
19	火		
20	水		
21	木		
22	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応. 事務処理
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応.
28	木		
29	金		
30	土		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 4 日 = 19200 円

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで	
就業場所	埼玉県民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等	
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960円 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月翌月5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和3年10月1日 埼玉県民主フォーラム 越谷第二支部 支部長		
雇用者		辻 浩司
被雇用者		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日

埼玉県民主フォーラム
会派代表

田並 尚明




整理番号

22

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年5月6日
支出額	7680 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $9600 \times 0.8 = 7680$)
使途	4月分ハート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号

22-1

勤務実績表

令和4年 4月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水	10:00 ~ 16:00	事務的管理、業務対応、資料作成
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水	10:00 ~ 16:00	事務的管理 業務対応
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 2 日 = 9600 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等	
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">雇用者 辻浩司</div> <div style="text-align: right;">被雇用者</div>		

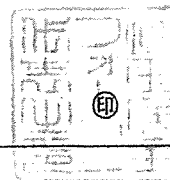
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号	23
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4年 5月 6日
支出額	<p style="text-align: right;">11,520 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $14400 \times 0.8 = 11,520$)</p>
使 途	4月分パート代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司



整理番号

23-1

勤務実績表

令和4年 4月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	10:00 ~ 16:00	来客対応, 事務処理, 事務所管理
9	土		
10	日		
11	月	10:00 ~ 16:00	来客対応, 事務処理, 事務所管理
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	10:00 ~ 16:00	来客対応, 事務処理, 事務所管理
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 3 日 = 14400 円

整理番号 23-2

雇用契約書

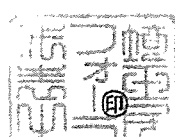
ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から令和 5 年 4 月 29 日 まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷才二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 手当 		
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する			
令和 3 年 10 月 / 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 10 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明




整理番号

46

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年5月10日
支出額	42,750 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $47500 \times 0.9 = 42,750$)
使途	事務員給与 4月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月 <u>翌月</u> 10 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
<p>令和 4 年 3 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子</p> <p style="text-align: right;">雇 用 者 ●</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] ●</p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4 年 3 月 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 Ⓜ

2022年4月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日											
3日											
4日		■	■	■						3	
5日	■	■	■	■	■					5	
6日											
7日											
8日											
9日											
10日											
11日											
12日	■	■	■	■	■					5	
13日	■	■								1.5	
14日	■	■	■	■	■					5	
15日											
16日											
17日											
18日											
19日	■	■	■	■	■					5	
20日			■	■	■					3	
21日	■	■	■	■	■					5	
22日											
23日											
24日											
25日	■	■	■	■	■					5	
26日	■	■	■	■	■					5	
27日											
28日	■	■	■	■	■					5	
29日											
30日											
31日											
合計										47.5	

整理番号	10
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年 5月 13日	支出額	58,445円×100% 58,445 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(4月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム
---------	-----------

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(4月分)
 勤務日数 : 8日
 交通費 : 7,840円[980円(往復)×8日]

18 04-05-13 .送金	*57,840	IB [REDACTED]
19 04-05-13 .	*605	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉県主フォーラム(以下「甲」という)と[](以下「乙」という)は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和4年4月1日至令和5年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時30分) 終業(15時30分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要ある場合に、甲は時間外及び休日に就業させることがある。法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 月給 50,000円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次ににより判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合は甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和4年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-15-1

埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) []

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	4年 5月 13日	支出額	66,126円×100% 66,126円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	政務活動補助職員給与(4月分) (政務活動補助業務にのみ従事)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム
---------	-----------

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(4月分)
 勤務日数 : 8日
 交通費 : 796円[398円(往復)×2日]

20 04-05-13	.送金	*65,796	IB	[REDACTED]
21 04-05-13	.	*330	手数料	[REDACTED]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和4年4月1日至令和5年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時45分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要がある場合に、
甲は時間外及び休日に就業させることがある。
法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 月給 65,000円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定める
ところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
支払い方法 (支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合は甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和4年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会 埼玉民主フォーラム

代表 田並 尚明

(乙)

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年5月16日	支出額	78,300 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-05-16 | 送金 | *87,000 | IB [REDACTED]

$$87,000 \times 0.9 = 78,300 \text{ 円}$$

③ 職員人件費

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 18 時 00 分 まで (内、休憩時間は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締 切 / 当 月 ・ 翌 月 15 日 支 払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		町田 皇介 ●
被雇用者		[REDACTED] ●

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



出勤表

2022年 4月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考（作業内容）	交通費	チェック
1日	金	10:00	17:00			6:00
2日	土					
3日	日					
4日	月					
5日	火	10:00	17:00			6:00
6日	水	10:00	17:00			6:00
7日	木	10:00	17:00			6:00
8日	金					
9日	土					
10日	日					
11日	月	10:00	17:00			6:00
12日	火	10:00	17:00			6:00
13日	水					
14日	木	10:00	17:00			6:00
15日	金	10:00	17:00			6:00
16日	土					
17日	日					
18日	月	10:00	17:00			6:00
19日	火	10:00	17:00			6:00
20日	水					
21日	木	10:00	17:00			6:00
22日	金	10:00	17:00			6:00
23日	土					
24日	日					
25日	月	10:00	13:00			3:00
26日	火	10:00	17:00			6:00
27日	水					
28日	木	10:00	17:00			6:00
29日	金					
30日	土					
31日						
						87:00:00

整理番号	40
------	----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年 5月 16日
支出額	179,550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 199,500円×0.9=179,550円)
使 途	事務員給与 4月分
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔 

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■生
現住所	■■■■■■■■■■ 電話 ■■■■■■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日 から令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ ■■■■■■■■■■	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和4年4月1日 (議員名)	
雇用者	白根 大輔	
被雇用者	住所 ■■■■■■■■■■	

40-1

勤務実績表

2022年 4月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
--------------	-----------------------

	曜日	勤務時間	
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
6	水		
7	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	土		
10	日		
11	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
15	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
20	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
21	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
22	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	土		
24	日		
25	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	土		

支給額:時給1,500円×7時間×19日=199,500円

整理番号

29

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2022年 5月30日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 80,000円×0.9)
使途	人件費
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



雇 用 契 約 書

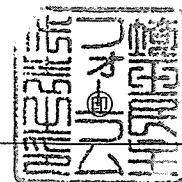
ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	月曜日、木曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 80,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED] [REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4年 4月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

4年 5月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	日			
2	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	火			
4	水			
5	木			
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	火			
18	水			
19	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	金			
21	土			
22	日			
23	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	火			
25	水			
26	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	金			
28	土			
29	日			
30	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
31	火			
月給:80,000円/月				

整理番号	30
------	----


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2022年 5月31日
支出額	113,422円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 126,024円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 山本正乃 

雇 用 契 約 書

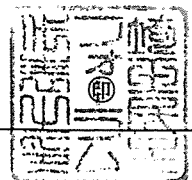
ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted] 生
現 住 所	[Redacted]	電話 [Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	火曜日、金曜日、土曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 120,000円 ・ 手当 交通費(実費) 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本 [Redacted]
	被雇用者	[Redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4年 4月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

4年 5月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
-----------	------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木			
6	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
7	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	日			
9	月			
10	火			
11	水			
12	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
14	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	日			
16	月			
17	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	水			
19	木			
20	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
21	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	日			
23	月			
24	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	水			
26	木			
27	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
28	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	日			
30	月			
31	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
月給:120,000円/月(交通費502円×12日=6,024円)				

整理番号

82

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	14年5月31日
支出額	176,000円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> (按分した場合の積算方法 220,000円×80%)
使途	人件費 5月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫

印

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1 日 から令和5年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / (当月)・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 [REDACTED]

出勤簿

令和4年

氏名 XXXXXXXXXX

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出			出	出	出		出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			出	出	出	出	出				出	出	出				
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			出														
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	出	出	出	出	出				出	出	出	出			出		
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	

備考

整理番号	49
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 4 年 6 月 6 日
支出額	7,680 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	5月分 11 ⁰ -ト代
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 社

整理番号 49-1

勤務実績表

令和4年 5月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水	10:00~16:00	資料整理, 資料作成, 事務所整理,
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金	10:00~16:00	X-11 郵便物処理, 資料作成, 事務所管理
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 2 日 = 9600 円

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷ホニ支部		
職務内容	接客 事務管理 調査業務 電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960円 手当 		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

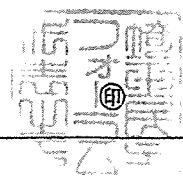
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号	50
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	令和4年6月6日
支出額	15,360 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	5月分110-ト代
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。	
支出者名	辻 浩司 (社)

勤務実績表

令和4年 5月分	被雇用者の氏名	[REDACTED]
-------------	---------	------------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応.
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応. 事務処理
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応
28	土		
29	日		
30	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理. 来客対応.
31	火		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 4 日 = 19200 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部	
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・翌月 5 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 3 年 10 月 1 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長		
雇用者		田 尚
被雇用者		[Redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 3 年 10 月 1 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明


整理番号

51

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑨:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	令和4年6月6日
支出額	7680円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $9600 \times 0.8 = 7680$)
使途	5月分110-ト代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 51-1

勤務実績表

令和4年 5月分	被雇用者の氏名	[REDACTED]
-------------	---------	------------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水	10:00~16:00	事務所管理、事務作業、来客対応
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水	10:00~16:00	事務所管理、事務処理 来客対応
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額：時給 960 円 × 5 時間 × 2 日 = 9600 円

整理番号 51-2




雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和3年10月1日から令和5年4月29日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10時00分から16時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960円 手当 		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和3年10月1日 埼玉民主フォーラム 会派代表 田並 尚明

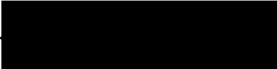




整理番号 52

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	令和4年6月6日
支出額	11,520円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $14400 \times 0.8 = 11520$)
使途	5月分パート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩司



整理番号 52-1

勤務実績表

令和4年 5月分	被雇用者の氏名	
-------------	---------	--

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	10:00 ~ 16:00	来客対応、事務処理、事務所管理
10	火		
11	水		
12	木		
13	金	10:00 ~ 16:00	来客対応、事務処理、事務所管理
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	10:00 ~ 16:00	名簿整理、来客対応、事務所管理
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

支給額 : 時給 960 円 × 5 時間 × 3 日 = 14400 円

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 960 円 手当 		
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・翌月 5 日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する			
令和 3 年 10 月 / 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

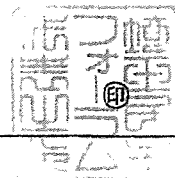
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 3 年 10 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



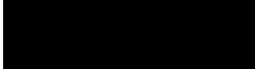
整理番号

69

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年 6月 10日
支出額	50,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $56000 \times 0.9 = 50,400$)
使途	専務員 給与 5月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締切 / 当月 <u>翌月</u> 10 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 4 年 3 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: right;">雇用者</div> <div style="text-align: right;">山根史子</div> <div style="text-align: right;">●</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;">被雇用者</div> <div style="text-align: right;">[REDACTED]</div> <div style="text-align: right;">●</div> </div>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 3 月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



2022年5月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日	■	■	■							3	
3日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
4日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
5日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
6日							■			1	
7日											
8日											
9日											
10日	■	■	■	■	■					5	
11日	■	■	■	■	■					5	
12日	■	■	■							3	
13日											
14日											
15日											
16日											
17日	■	■	■	■	■					4.5	
18日	■	■	■	■	■					4.5	
19日		■	■	■						2	
20日											
21日											
22日											
23日											
24日		■	■	■	■					4	
25日											
26日		■	■							2	
27日											
28日											
29日											
30日											
31日		■	■	■	■					4	
合計										56	

整理番号 34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年6月14日	支出額	8,1000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-06-14 .送金 | *90,000 | IB [REDACTED] |

$$90,000 \times 0.9 = 81,000$$

③職員人件費

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 18 時 00 分 まで (内、休憩時間は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締切 / 当月・ <u>翌月</u> 15 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4 年 4 月 1 日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		町田 皇介 ●
被雇用者		[REDACTED] ●

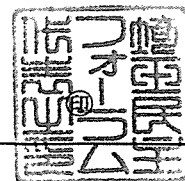
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



34-1

出勤表

2022年 5月

名前 XXXXXXXXXX

日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	日					
2日	月	10:00	17:00			6:00
3日	火					
4日	水					
5日	木	10:00	17:00			6:00
6日	金					
7日	土					
8日	日					
9日	月	10:00	17:00			6:00
10日	火	10:00	17:00			6:00
11日	水					
12日	木	10:00	17:00			6:00
13日	金	10:00	17:00			6:00
14日	土					
15日	日					
16日	月	10:00	17:00			6:00
17日	火	10:00	17:00			6:00
18日	水					
19日	木					
20日	金					
21日	土					
22日	日					
23日	月	10:00	17:00			6:00
24日	火	10:00	17:00			6:00
25日	水	10:00	17:00			6:00
26日	木	10:00	17:00			6:00
27日	金	10:00	17:00			6:00
28日	土					
29日	日					
30日	月	10:00	17:00			6:00
31日	火	10:00	17:00			6:00
						90:00:00

整理番号	18
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年 6月 15日	支出額	56,485円×100% 56,485 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(5月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム
---------	-----------

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(5月分)
 勤務日数 : 7日(内:有休1日)
 交通費 : 5,880円[980円(往復)×6日]

04-06-15	.送金	*55,880	IB	[REDACTED]
04-06-15	.	*605	手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と [redacted] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和4年4月1日至令和5年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時30分) 終業(15時30分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要ある場合に、
甲は時間外及び休日に就業させることがある。
休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 月給 50,000円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定める
ところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び
支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次の通り判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合は甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き継続雇用することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和4年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) [redacted]

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	4年 6月 15日	支出額	66,524円×100% 66,524円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	--

使 途	政務活動補助職員給与(5月分) (政務活動補助業務にのみ従事)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(5月分)
 勤務日数 : 8日
 交通費 : 1,194円[398円(往復)×3日]

13 04-06-15	.送金	*66,194	IB	[REDACTED]
14 04-06-15	.	*330	手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和4年4月1日至令和5年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時00分) 終業(15時45分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要がある場合に、
甲は時間外及び休日に就業させることがある。
法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 月給 65,000円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定める
ところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び
支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和4年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) [REDACTED]

整理番号

65

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑨:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年 6月 16日
支出額	179,550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 199,500円×0.9=179,550円)
使途	事務員給与 5月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔



雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生年月日
氏名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■生
現住所	■■■■■■■■■■ 電話 ■■■■■■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日 から令和5年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分 から 午後6時00分まで (内、休憩時間は 1時間以内とする)	
休日	週2日	
給与(賃金)等	・ 時間給 1,500円	
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い	
給与等振込先	・ ■■■■■■■■■■	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
	令和4年4月1日 (議員名)	
雇用者	白根 大輔	
被雇用者	住所 ■■■■■■■■■■	

65-1

勤務実績表

2022年 5月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
--------------	-----------------------

	曜日	勤務時間	
1	日		
2	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	火		
4	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	木		
6	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
7	土		
8	日		
9	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
10	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	土		
15	日		
16	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
17	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
20	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
21	土		
22	日		
23	月		
24	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	土		
29	日		
30	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
31	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

支給額: 時給1,500円×7時間×19日=199,500円

整理番号	20
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	4年6月20日	支出額	3,126 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	労働保険料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

労働保険料3,126円
 口座名義:埼玉民主フォーラム
 支出先:埼玉県庁局

22-04-06-20 | 振替

*3,126 | PE のりうけんり |

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

受付(電子申請)
 令和04年06月15日
 埼玉労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード (項1)

令和 4年 6月 14日

(1) 労働保険番号	都道府県	所管	管轄(1)	基幹番号	枝番号
11	1	01			

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
05	111	9416	93

あて先 〒 330-6016

※提出年月日(元号:令和は9) (3)事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由
 元号 年 月 日 元号 年 月 日
 9 - 4 - 6 14 (項3) - - - (項4) (項5)
 (4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー
 埼玉労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料 算定内訳	(7) 区分	算定期間 令和 3年 4月 1日 から 令和 4年 3月 31日 まで		
		(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 ((8) × (9))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	(項11) 千円	(イ) 1000分の 12	(イ) 3,219 (項12) 円
労災保険分	(ロ)	1,073 (項13) 千円	(ロ) 1000分の 3	(ロ) 3,219 (項14) 円
雇用保険分	(ホ)	0 (項18) 千円	(ホ) 1000分の 9	(ホ) 0 (項19) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ)	1,073 (項35) 千円	(ヘ) 1000分の 0.02	(ヘ) 21 (項36) 円

概算保 険料算 定内訳	(11) 区分	算定期間 令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで		
		(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	(項20) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 3,219 (項21) 円
労災保険分	(ロ)	1,073 (項22) 千円	(ロ) 1000分の 3	(ロ) 3,219 (項23) 円
雇用保険分	(ホ)	0 (項26) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 0 (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
 - (項28) - (項29) (17) 延納の申請 結付回数 1 (項30)

※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目

(項31) (項32) (項33) (項34)

(8)(10)(12)(14)(20)(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	3,333 円	(19) 申告済概算保険料額	
(20) 差引額	(イ) 充当額 114 円 (ロ) 還付額 0 円 (項38)	(30) 1 充当意思	(21) 増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(19)) (31) 法人番号 (項39)
(22) 期別納付額	第1期(又は初期) (イ)概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17))+ 次期以降の円未満 端数 3,219 円 第2期 (イ)概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17)) 0 円 第3期 (イ)概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17)) 0 円	(イ)労働保険料充当額 ((20)の(イ)) 114 円 (ロ)不足額 ((20)の(ロ)) 0 円 (イ)労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ)) 0 円 (ロ)第2期納付額 ((イ)-(ロ)) 0 円 (イ)労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ)-(22)の(イ)) 0 円 (ロ)第3期納付額 ((イ)-(ロ)) 0 円	(二)今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ロ)) 3,105 円 (イ)一般拠出金 充当額 ((20)の(イ)) 0 円 (ロ)一般拠出金額 ((10)の(ロ)-(イ)) (注2) 21 円 (ト)今期納付額 ((二)+(イ)) 3,126 円 (23) 保険関係 成立年月日 (24) 事業廃止等 理由

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 (ロ) 該当しない	(29) 事業主	郵便番号 330-9301 電話番号 (048) 833-1710 (イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) 埼玉県さいたま市南区高砂3-15-1 (ロ) 名称 埼玉県議会 埼玉民主フォーラム (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 田並 尚明
(28) 事業	(イ) 所在地 埼玉県さいたま市南区高砂3-15-1 (ロ) 名称 埼玉県議会 立憲・国民・無所属の会			

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 4年 6月 14日 提出代行者	氏名	電話番号
------------	--	----	------

整理番号	21
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	4年6月21日 他	支出額	11,330 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	労働保険に係る報酬、源泉所得税		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

- ・社労士報酬: 10,309円(9,979円+振込手数料330円)
 口座名義: 埼玉民主フォーラム
 支出先: 柳和男社会保険労務士事務所

<u>23</u> 04-06-21	.送金	*9,979	IB ｷﾞﾙｰﾌﾟｶｽﾀﾓ
<u>24</u> 04-06-21		*330	手数料

- ・源泉所得税: 1,021円(別紙参照)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

21-1

領収書貼付欄

埼玉民主フォーラム

領収証書

給与・退職所得等の
所得税徴収高計算書(号)

納期等の特例

国税徴収金

機

※

32391

00033018

00033018

110

納期等の区分

令和 年 月 日

自 年 月 日

至 年 月 日

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

印

甲

(領収日付印)

出納

4.6.20

埼玉りそな銀行

左記の合計額を領収しました。

区分	令和 年 月 日	税務署番号	納期等の特例	税務署使用欄	納期等の区分	金額	延滞税	合計額
俸給・給料等	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
賞金(退職手当除く)	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
日雇労働者の賃金	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
退職手当等	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
税理士等の報酬	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
役員費等	040101	00033018	110	110	0	0	0	0
同上の支払確定年月日								
年末調整による不足税額								
年末調整による超過税額								
本								
延滞税								
合計額								

住所 (所在地) 330-0063 (電話番号) 3-15-1
 サイタマシ ウラウラ カサコ 3-15-1
 名 称 サイタマミニシユフォーラム
 様(印)

摘要

2-02101 1 (20-04733) H

報酬請求書

請求番号 _____

令和4年6月15日

埼玉民主フォーラム

御中

柳和男社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 柳 和男
 〒330-0061
 さいたま市浦和区常盤3-8-15
 新田第9ビル 902
 TEL:048-711-3807 FAX:048-711-3808

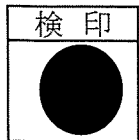
下記の通り、ご請求申し上げます。

ご請求額:金 9,979 円

(ご請求額は復興特別所得税を含む源泉徴収分1,021円を除いております)

区分	詳細	金額
報酬	算定基礎届	¥10,000
	① 小計	¥10,000
	② 消費税	¥1,000
	③ 合計	¥11,000
	④源泉所得税(①×10.21%)	¥1,021
	⑤差引き請求額(③-④)	¥9,979

備考
<p>【お振込先銀行】 埼玉りそな銀行 北浦和支店 柳和男社会保険労務士事務所 柳和男 普通 4054502</p>



整理番号	43
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2022年 6月28日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 80,000円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



雇 用 契 約 書

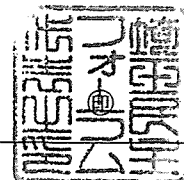
ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤務日	月曜日、木曜日	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 80,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇用者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED] [REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4年 4月 | 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

4年 6月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
-----------	------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
5	日			
6	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
7	火			
8	水			
9	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	金			
11	土			
12	日			
13	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
14	火			
15	水			
16	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	金			
18	土			
19	日			
20	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
21	火			
22	水			
23	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
24	金			
25	土			
26	日			
27	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
28	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	水			
30	木			
月給: 80,000円/月				

整理番号	44
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2022年 6月30日
支 出 額	113,422円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 126,024円×0.9)
使 途	人件費
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



勤 務 実 績 表

4年 6月分	被雇用者の氏名 ■■■■■
-----------	------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	水			
2	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
3	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	水			
9	木			
10	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
12	日			
13	月			
14	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	水			
16	木			
17	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
19	日			
20	月			
21	火	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	水			
23	木			
24	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	土	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助

月給:120,000円/月(交通費502円×12日=6,024円)


整理番号

121

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	4年 6月 30日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 220,000 円×80%)
使 途	人件費 6 月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫

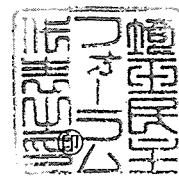
印

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4年 4月 1 日 から令和5年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / (当月)・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 4年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



出勤簿

令和4年

氏名 XXXXXXXXXX

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出			出	出	出		出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				出	出	出	出	出				出	出	出			
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
			出														
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		出	出	出	出	出				出	出	出	出			出	
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
		出		出			出	出	出	出	出			出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
		出	出			出	出	出	出	出			出		出	出	

備考


整理番号

69

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	令和 4年 7月 6日
支出額	83,200 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $104,000 \times 0.8 = 83,200$)
使途	6月分 ハート代
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

辻 浩二



勤務実績表

令和4年 6月分	被雇用者の氏名	■■■■■
-------------	---------	-------

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	水	9:00-18:00	業務引継ぎ。
2	木		
3	金	9:00-18:00	事務所備品選定、接客、事務連絡。
4	土		
5	日		
6	月	9:00-18:00	接客、資材・資料作成、郵便物配送手続き
7	火		
8	水	9:00-18:00	資料作成、カレンダー設定
9	木		
10	金	9:00-18:00	接客、事務所資料整理
11	土		
12	日		
13	月	9:00-18:00	接客、資料作成、記事モンタリング
14	火		
15	水	9:00-18:00	会議準備、会議進行補助、会議録作成
16	木		
17	金	9:00-18:00	市民団体ヒアリング
18	土		
19	日		
20	月	9:00-18:00	接客、政策調査
21	火		
22	水	9:00-18:00	接客、資料作成、事務処理
23	木		
24	金	9:00-18:00	会議準備、会議進行補助、会議録作成
25	土		
26	日		
27	月	9:00-18:00	引き継ぎファイル整理、事務処理
28	火		
29	水	9:00-18:00	引き継ぎファイル整理、事務処理
30	木		

支給額 : 時給 1,000 円 × 8時間 × 13 日 = 104,000円

整理番号

69-2

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	生
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和4年6月1日から令和5年4月29日まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	接客、事務所管理、調査業務、電話対応等		
就業時間 (休憩時間)	9時00分から18時00分まで (内、休憩時間は60分)		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> 賃金 (月給・日給・時給) 1000円 手当 		
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払		
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>		
上記期間満了をもって本契約を解消する			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する			
令和4年6月1日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長			
雇用者 辻 浩司			
被雇用者 [Redacted]			

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和4年6月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明




整理番号

92

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経費的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2022年7月10日</p>
<p>支出額</p>	<p>52,488円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $58,320 \times 0.9 = 52,488$)</p>
<p>使途</p>	<p>車務員給与6月分</p>
<p>支出先</p>	<p></p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締 切 / 当 月 翌 月 10 日 支 払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
<p>令和 4 年 3 月 / 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長</p> <p style="text-align: right;">雇用者 山根史子 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] </p>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 4 年 3 月 日		
埼玉民主フォーラム 会派代表		田並 尚明

2022年6月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日		■	■	■	■					4	
3日											
4日											
5日											
6日	■	■	■	■	■					5	
7日		■	■	■						3	
8日	■	■	■							3	
9日		■	■	■	■					4	
10日											
11日											
12日											
13日											
14日	■	■	■	■	■					5	
15日		■	■	■						3	
16日	■	■	■	■	■					5	
17日											
18日											
19日											
20日											
21日		■	■	■	■					4	
22日		■	■	■	■					4	
23日		■	■	■	■					4	
24日											
25日											
26日											
27日											
28日		■	■	■						3	
29日	■	■	■							3	
30日		■	■	■						3	
31日											
合計										53	

電車賃 南百谷 ↔ 川越 ¥380 × 14 = 5,320円